

大分県身体障害者福祉センター(あすぴあおおいた)

使用料の変更について(令和8年4月1日~(予定))

大分県では、昨今の物価高騰や労務費の急激な上昇を踏まえ、受益者負担の適正化を図る観点から、使用料及び手数料の見直しを行うこととし、令和8年第1回定例県議会に条例改正案を提出しています。

見直しにあたっては、施設の維持管理費や役務提供に必要な労務費等の上昇分を反映しています。

大分県議会で可決された場合には令和8年4月1日から施行する予定です。一般利用の皆様にはご負担をおかけしますが、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

主な見直し内容

以下の使用料は、障がいのない方が利用される際にいただく使用料です。障がいのある方(手帳をお持ちの方)は無料、障がい者団体として登録している団体は引き続き免除となります。

温水プール

※冬の期間(11月15日から翌年3月15日まで)は、それぞれの使用料に50%を加算した額となります

区分	対象	改定前	改定後
1回	幼児・小学生	70円	100円
	中学生	100円	140円
	高校生以上	170円	240円
回数券 (11枚つづり)	幼児・小学生	650円	1,000円
	中学生	1,000円	1,400円
	高校生以上	1,700円	2,400円

体育室・卓球室・機能回復訓練室

施設名・区分	改定前	改定後	
体育室	全面使用(1時間)	1,020円	1,500円
	半面使用(1時間)	510円	750円
卓球室	1台1時間	170円	190円
機能回復訓練室	1回	340円	380円
	回数券(11枚つづり)	3,400円	3,800円

【問い合わせ先】

大分県 福祉保健部 障害者社会参加推進室 電話:097-506-2725